

SAMPLE

乃村工藝社 創業 130 周年記念 プロジェクションマッピング概要

★日程：

2022.09.16 fri. — 09.25 sun.

※9月15日(木)は関係者向け特別内覧日を開催いたします。

start 18:30 頃 — close 21:30 頃

※9月17日・18日は20時終了予定

★開催場所：**乃村工藝社本社ビル エントランス側外壁**

130

NOMURA ANNIVERSARY

シ ナ プ ス

SYNAPSE

— 街をつなぐものがたり —

★演出コンセプト：

乃村工藝社の社屋全体が巨大な SYNAPSE となり様々な表情を創り出します。
人々が輝く光の点となって、新たなコミュニケーションを創り出し、多様性、様々な価値観、
未来への可能性を大切にしながら常に Link し続ける。
それは「人と人」「人と街」「人と社会」が「つながる事」の大切さを伝えるメッセージです。

本年創業 130 周年を迎える乃村工藝社は、デジタルを活用した空間演出で近隣住民の皆さまに歓びと感動を提供するべく「ARTBAY TOKYO アートフェスティバル 2022 NEW SCALE」を更に盛り上げる協賛コンテンツを企画いたします。

※新型コロナウイルスの蔓延状況によっては、本展中止の判断をする可能性が御座いますことご了承ください。

ARTBAY
TOKYO
ART
FESTIVAL
2022

2022.
9.16-25



NEW SCALE

※主催：アートフェス実行委員会
＜港湾局、(株)東京臨海ホールディングス、(一社)東京臨海副都心まちづくり協議会、
東京港埠頭(株)、(株)東京ビッグサイト、日本科学未来館＞



お台場海浜公園駅

乃村工藝社
本社ビル

台場ガーデン
シティビル

観覧
エリア

サントリー

開催場所：

**乃村工藝社本社ビル
エントランス側外壁**

本件に関するご質問・ご不明点等は、
下記メールアドレスよりお問い合わせください。

【問合せ先メールアドレス】
cicforum2022@nomura-g.jp

※観覧エリア以外からの立ち止まっでの観覧はご遠慮願います。

※観覧エリアは、敷地を借用しており、本企画内容・運営については全て乃村工藝社で担っています

NOMURA

乃村工藝社 社屋へのプロジェクションマッピングに関する説明資料

株式会社 乃村工藝社

2022年8月4日

1. 実施概要

■趣旨・目的

本年創業130周年を迎える乃村工藝社は、デジタルを活用した空間演出で近隣住民の皆さまに歓びと感動を提供するべく「ARTBAY TOKYOアートフェスティバル2022～NEW SCALE～」を更に盛り上げる協賛コンテンツを企画いたします。

■内容・場所

- ・乃村工藝社社屋エントランス正面へ、プロジェクターによる映像投影、およびレーザー・ミスト・音を使った演出
(投影面積は幅29.2m、縦46.8m)

■期間

- ・実施期間：9月16日(木)～25日(日) 18:30頃～21:30頃(予定) ※9月15日は特別内覧日、9月17日18日は20時頃終了予定
(設置期間：9月5日～8日、投影テスト期間：9月9日～14日、撤去期間：9月26日～28日)



※主催：アートフェス実行員会
<港湾局,(株)東京臨海ホールディングス,(一社)東京臨海副都心まちづくり協議会,
東京港埠頭(株),(株)東京ビッグサイト日本科学未来館>

※新型コロナウイルスの蔓延状況によっては、本展中止の判断をする可能性が御座いますことご了承ください。

2. 作品概要

■タイトル・コンセプト・演出案

130
NOMURA ANNIVERSARY

シナプス

SYNAPSE

— 街をつなぐものがたり —

乃村工藝社の社屋全体が巨大なSYNAPSEとなり様々な表情を創り出します。
人々が輝く光の点となって、新たなコミュニケーションを創り出し、
多様性、様々な価値観、未来への可能性を大切にしながら常にLinkし続ける。
それは「人と人」「人と街」「人と社会」が「つながる事」の大切さを伝えるメッセージです。



タイトル



SYNAPSE



乃村130周年のお花



みんなの笑顔



AR演出

※演出コンテンツ案は今後変更になる可能性があります。

3. 実施計画案

■ 平面計画案

9月15日～25日の計画

■ 運営スタッフ配置案



運営ディレクター

- ・ 全体運営管理
- ・ 各スタッフの管理

ST

運営スタッフ

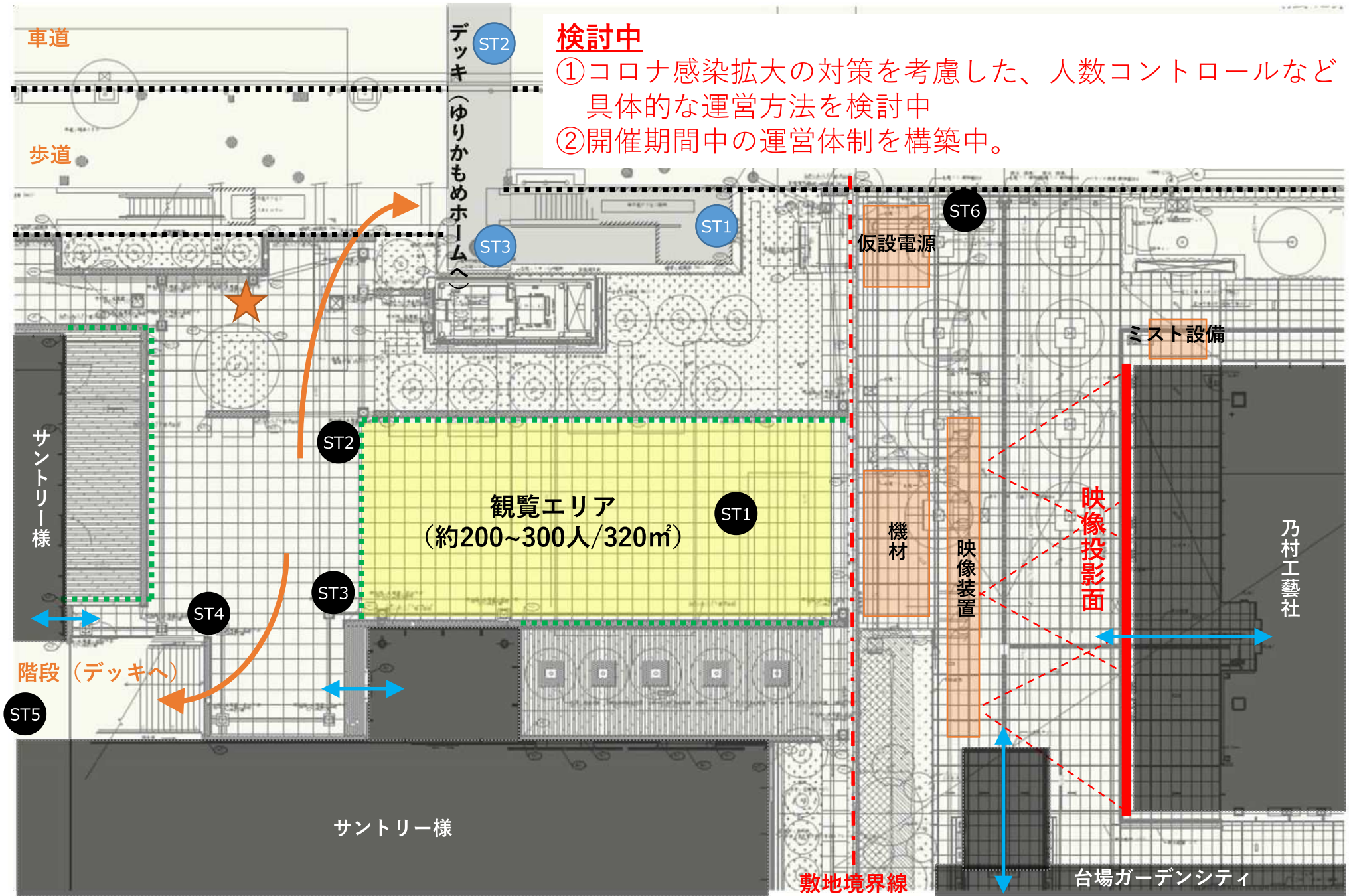
- ・ ST1 観覧エリア内の整理
- ・ ST2 観覧エリアの入退場管理
- ・ ST3 観覧エリアの入退場管理
- ・ ST4 階段の立ち見防止管理
- ・ ST5 階段の立ち見防止管理
- ・ ST6 乃村敷地内立ち入り管理

ST

ゆりかもめ側誘導スタッフ

※立ち見防止の御案内

- ・ ST1 階段踊り場
- ・ ST2 歩道橋
- ・ ST3 歩道橋



検討中

- ① コロナ感染拡大の対策を考慮した、人数コントロールなど具体的な運営方法を検討中
- ② 開催期間中の運営体制を構築中。

4. 今後の予定

8/1 ~	8/8 ~	8/15 ~	8/22 ~	8/29 ~	9/5 ~	9/13 火	9/14 水	9/15 木	9/16 金	9/17 土	9/18 日	9/19 月	9/20 火	9/21 水	9/22 木	9/23 金	9/24 土	9/25 日	9/26 月	9/27 火	9/28 水
★ 実施or中止の判断 (8/10) ★ 音響テスト 8/8 (16:00~19:00) どの程度の音量 が、近隣のご迷惑 にならないか を確認するため のテスト			準備		設営 9/5~8 (9:00~21:00)		投影テスト 9/9~14 (18:30頃~29:00頃) ※音出しは21:30頃まで		イベント本番 9/16~25 (18:30頃~21:30頃) ※9/15は特別内覧日 ※9/17,18のみ終了20時頃										撤去 9/26~28 (9:00~21:00)		
				プレスリリース① 8/31頃		プレスリリース② 9/12頃		関係者向け特別内覧日	乃村工芸社お客様優先招待日	20時終了 (ウルトラジャパン考慮)	20時終了 (ウルトラジャパン考慮)				近隣住民様優先招待日(仮)						

国道357号（東行き）有明西運河区間 橋梁下部工事のお知らせ （新しい橋梁の下部工事を行います。）

令和4年8月4日

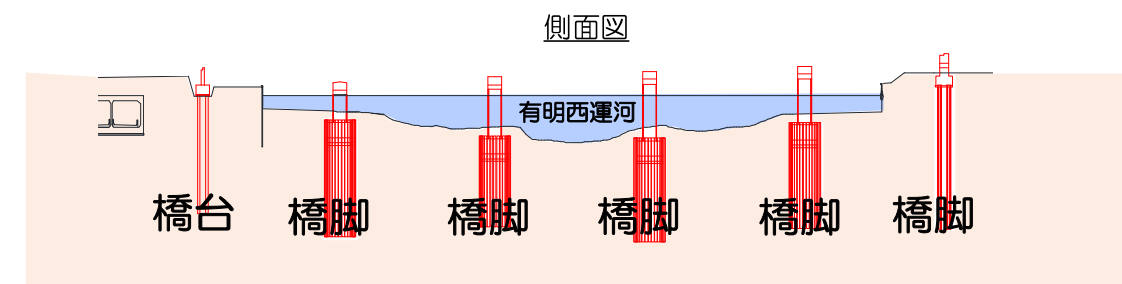
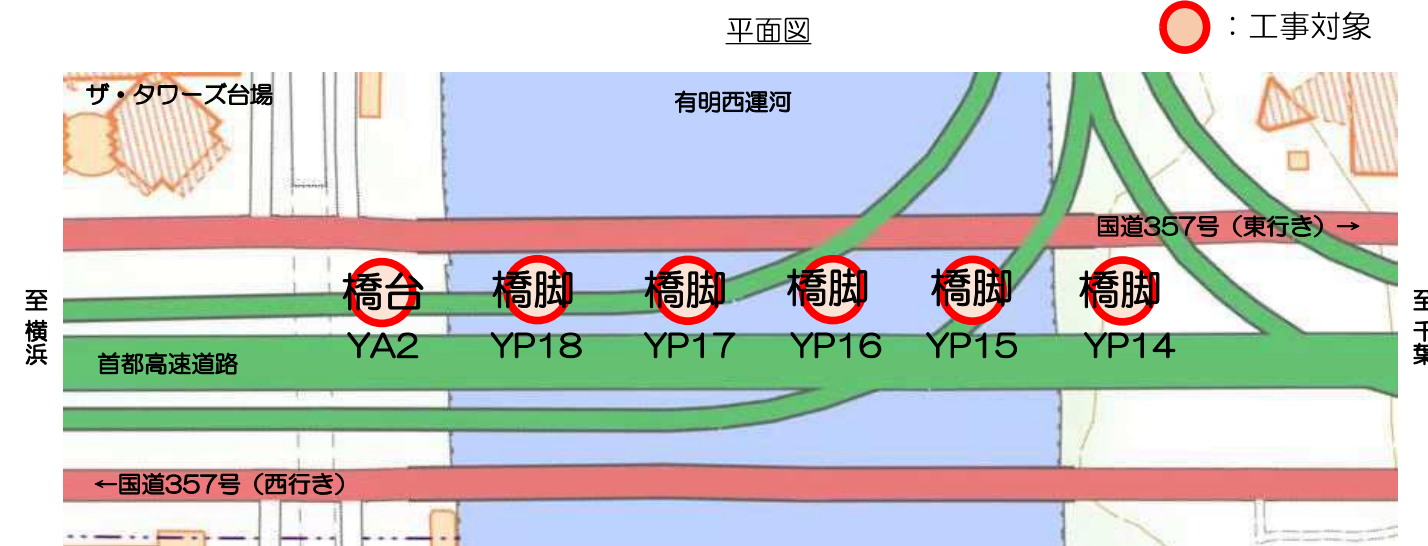
工事内容

日頃より道路事業に対し、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
東京都内の国道357号は、辰巳交差点・東雲交差点・有明二丁目交差点における交通量の増加に伴う交通渋滞の緩和が必要となっています。
本工事は、国道357号の渋滞緩和を図る辰巳・東雲・有明立体事業のうち、有明西運河と有明二丁目交差点を立体化する有明立体事業の橋台橋脚をつくる工事です。
工事期間中におきまして、ご近隣の皆様方にはご迷惑をおかけしますが、安全及び環境対策を徹底して工事を進めてまいりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

工事概要

- ◇工事名 R3国道357号有明橋山側下部工事
- ◇工事の時期 令和4年8月1日 ～ 令和6年3月下旬まで（予定）
（延期する場合があります。）
- ◇工事の時間 8:00～17:00（一部夜間工事を予定しています。）
※ 21:00～6:00
- ◇工事場所 東京都江東区有明地先～東京都港区台場地先
- ◇工事内容 新しい橋梁をつくるために、既存の国道357号（東行き）と首都高速道路の間で下部工事（橋台1基、橋脚5基）を行います。

工事場所



完成予定パース



問い合わせ先

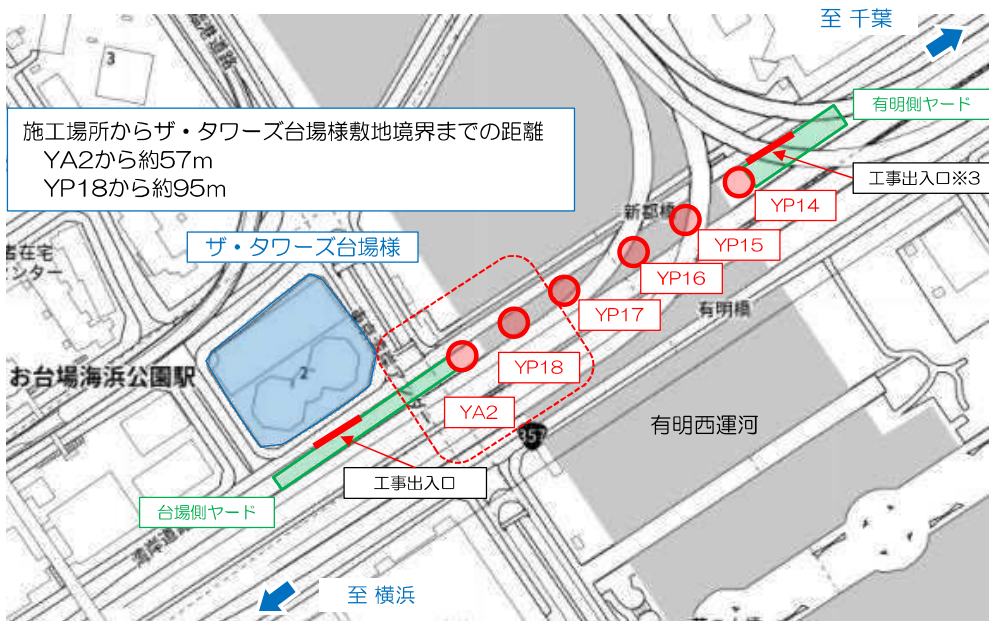
受注者：清水建設株式会社
有明橋山側下部工事作業所
電話 03-6426-0585
【電話応答可能時間 平日 8:00～18:00】

発注者：国土交通省関東地方整備局
川崎国道事務所
湾岸建設監督官詰所
電話 03-3799-2821
【電話応答可能時間 平日 9:15～18:00】

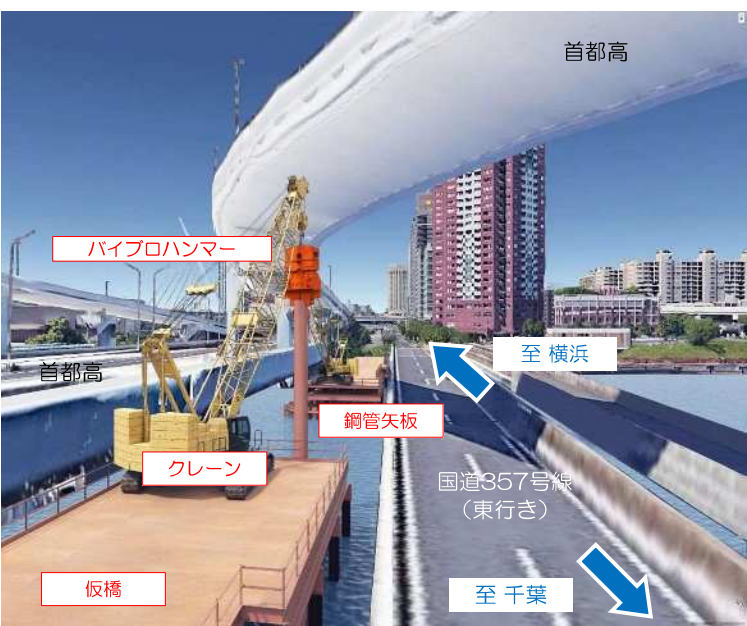
ザ・タワーズ台場様 工事説明資料

令和4年8月4日

平面図



鋼管矢板打設状況イメージ図



他工事のイメージ写真（例）



油圧ハンマー



パイプロハンマー



クレーン付きトラック



ポンプ車（コンクリート打設）

工事工程表

試掘調査の結果により変更となる場合があります。

	令和4年						令和5年												令和6年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
【台場側】																						契約工期		
仮設工	仮囲い・ゲート設置		地盤改良工・床堀		仮橋設置						仮橋撤去								仮橋撤去					
YP17 鋼管矢板基礎工									鋼管矢板打設		埋戻し・上部撤去													
YP17 橋脚躯体工											コンクリート打設													
YP18 鋼管矢板基礎工													鋼管矢板打設		埋戻し・上部撤去									
YP18 橋脚躯体工															コンクリート打設									
YA2 既製杭工											G								基礎杭打設					
YA2 橋台躯体工											W								コンクリート打設					
【有明側】	仮囲い・ゲート設置		重機足場整備・床堀		仮橋設置						仮橋撤去								仮橋撤去					
仮設工	仮囲い・ゲート設置		重機足場整備・床堀		仮橋設置						仮橋撤去								仮橋撤去					
YP16 鋼管矢板基礎工									鋼管矢板打設		埋戻し・上部撤去													
YP16 橋脚躯体工									コンクリート打設															
YP15 鋼管矢板基礎工													鋼管矢板打設						埋戻し・上部撤去					
YP15 橋脚躯体工															コンクリート打設									
YP14 鋼管矢板基礎工																	基礎杭打設							
YP14 橋脚躯体工																	コンクリート打設							
1日最大 大型車両数		20	20	30	20	20	20	20	20	50	50	50	30	30	30	50	50	50	30	50	50			

- 各工事における騒音レベルはYA2またはYP18で施工した場合にて算定しています。
- 国道357号線の平均交通量：30,600台/日（工事車両50台で0.1%増）
- 工事車両の出入りには誘導員を配置し安全に車両誘導を行います。

【凡例】 ザ・タワーズ台場様敷地境界における推定騒音レベル

（昼施工）：パイプロハンマー使用時（78dB）
【同等騒音レベル：金属を小刻みにたたく音】

油圧ハンマー使用時（83dB）
【同等騒音レベル：金属をたたく音】

（昼施工）：クレーン・ポンプ車・
三点式杭打機・0.7m3バックホウ（70dB）
【同等騒音レベル：掃除機の音】

（昼施工）：軽微な作業
クレーン付きトラック（60dB）以下
（夜施工）【同等騒音レベル：主にトラックのエンジン音】
一車線規制

東京都の騒音基準値

昼施工：85dB以下（特定建設作業）

夜施工：65dB以下（「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準）

2022年8月4日

台場地域連絡会
芝浦港南地区総合支所 報告事項

No.	事 項	担 当	資料No.
1	令和4年7月 芝浦港南地区人口・世帯数	協働推進課 協働推進係	1
2	大規模改修工事に伴う貸室の利用制限について等	管理課 管理係	2
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

令和4年7月 芝浦港南地区の人口・世帯数

資料1

(住民基本台帳に基づく)

町・丁	人口			世帯数			前月(令和4年6月)		前年同月(令和3年7月)	
		前月比	前年同月比		前月比	前年同月比	人口	世帯数	人口	世帯数
芝浦一丁目	3,348	18	45	1,846	10	15	3,330	1,836	3,303	1,831
芝浦二丁目	4,270	58	680	2,578	30	354	4,212	2,548	3,590	2,224
芝浦三丁目	2,056	▲ 21	▲ 42	1,252	▲ 9	▲ 21	2,077	1,261	2,098	1,273
芝浦四丁目	16,858	33	▲ 162	8,274	15	16	16,825	8,259	17,020	8,258
海岸二丁目	1,301	5	31	743	3	13	1,296	740	1,270	730
海岸三丁目	3,917	23	187	2,779	26	188	3,894	2,753	3,730	2,591
芝浦・海岸計	31,750	116	739	17,472	75	565	31,634	17,397	31,011	16,907
港南一丁目	350	▲ 2	▲ 13	207	0	▲ 10	352	207	363	217
港南二丁目	2,662	▲ 34	41	1,384	▲ 18	7	2,696	1,402	2,621	1,377
港南三丁目	6,345	8	▲ 137	2,999	11	▲ 42	6,337	2,988	6,482	3,041
港南四丁目	10,833	5	86	5,026	4	91	10,828	5,022	10,747	4,935
港南五丁目	558	1	7	333	1	▲ 4	557	332	551	337
港南計	20,748	▲ 22	▲ 16	9,949	▲ 2	42	20,770	9,951	20,764	9,907
台場一丁目	4,545	▲ 2	▲ 51	2,053	▲ 1	▲ 7	4,547	2,054	4,596	2,060
台場二丁目	962	4	10	458	3	8	958	455	952	450
台場計	5,507	2	▲ 41	2,511	2	1	5,505	2,509	5,548	2,510
地区計	58,005	96	682	29,932	75	608	57,909	29,857	57,323	29,324

港区総数	260,521	353	2,078	148,746	265	1,942	260,168	148,481	258,443	146,804
------	---------	-----	-------	---------	-----	-------	---------	---------	---------	---------

※世帯数については日本人のみ集計

令和4年7月 芝浦港南地区の人口・世帯数

町・丁	人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
芝浦一丁目	3,348	614	18.3%	2,521	75.3%	213	6.4%
芝浦二丁目	4,270	558	13.1%	3,173	74.3%	539	12.6%
芝浦三丁目	2,056	259	12.6%	1,499	72.9%	298	14.5%
芝浦四丁目	16,858	3,068	18.2%	11,659	69.2%	2,131	12.6%
海岸二丁目	1,301	193	14.8%	1,024	78.7%	84	6.5%
海岸三丁目	3,917	345	8.8%	3,219	82.2%	353	9.0%
芝浦・海岸計	31,750	5,037	15.9%	23,095	72.7%	3,618	11.4%
港南一丁目	350	43	12.3%	294	84.0%	13	3.7%
港南二丁目	2,662	381	14.3%	1,842	69.2%	439	16.5%
港南三丁目	6,345	1,061	16.7%	4,374	68.9%	910	14.3%
港南四丁目	10,833	2,035	18.8%	6,855	63.3%	1,943	17.9%
港南五丁目	558	76	13.6%	399	71.5%	83	14.9%
港南計	20,748	3,596	17.3%	13,764	66.3%	3,388	16.3%
台場一丁目	4,545	728	16.0%	3,233	71.1%	584	12.8%
台場二丁目	962	132	13.7%	715	74.3%	115	12.0%
台場計	5,507	860	15.6%	3,948	71.7%	699	12.7%
地区計	58,005	9,493	16.4%	40,807	70.4%	7,705	13.3%

港区総数	260,521	35,522	13.6%	180,478	69.3%	44,521	17.1%
------	---------	--------	-------	---------	-------	--------	-------

令和4年8月

利用者の皆様

大規模改修工事に伴う貸室の利用制限について

日ごろから台場区民センターの運営にご理解とご協力を賜り御礼を申し上げます。

台場区民センターのある「台場コミュニティーぷらざ」は、竣工から25年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を実施します。

令和4年11月から改修工事の準備作業に入るため、「集会室1」「集会室2」「会議室」はご利用いただけなくなります。(令和5年9月までを予定)

また、改修工事に伴う「区民ホール」「和室」の利用制限につきましては、令和5年4月以降を予定していますが、確定次第、あらためてお知らせします。

利用者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【担当】

港区芝浦港南地区総合支所

管理課管理係

電話 03-6400-0011

令和4年8月

利用者の皆様

台場図書室の仮移転のお知らせ

いつも台場図書室をご利用いただきありがとうございます。

台場図書室のある「台場コミュニティーぷらざ」は、竣工から25年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、近く、大規模改修工事を実施します。

この大規模改修工事に合わせて、台場図書室は、お台場レインボー公園内の仮施設に一時移転(令和4年11月移転予定)しますが、8月下旬から移転に向けた準備作業に入るため、一部閲覧席・資料の使用ができなくなります。

また、仮施設では、スペースの都合上、現在の台場図書室所蔵資料のうち、主に児童書を配置しますが、これまで同様、予約した他館所蔵図書の貸出業務は継続します。

利用者の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

台場区民センター



仮施設(台場保育園と台場図書室の合築)

令和4年度各地区町会・自治会意見交換会

日時：令和4年7月15日(金)

14時～16時

場所：芝浦区民協働スペース
多目的室

- 1 開 会
- 2 各地区町会・自治会長及び職員を紹介
- 3 過去の意見交換会について
- 4 東京都町会連合会について
- 5 港区の連合化について
- 6 閉会

【配布資料】

- 資料1 席次表
- 資料2 過去の意見交換会について
- 資料3 東京都町会連合会規約
- 資料4 東京都町会連合会名簿
- 資料5 東京都町会連合会-令和3年度事業報告
- 資料6 必要経費について
- 資料7 港区連合化について

芝浦港南地区	お台場合同自治会 安田 功 会長	協働推進課長 小野口 敬一	芝地区
	港南町会 大島 研二 会長	愛宕一之部連合町会 丸 哲夫 会長	
	海岸二・三丁目町会 坂井 清 会長	協働推進課長 河本 良江	麻布地区
	協働推進課長 平野 順一	麻布町会・自治会連合会 清原 元輔 会長	
高輪地区	田島町町会 杉浦 英幸 会長	協働推進課長 坂本 俊行	赤坂地区
	松ヶ丘会 安藤 洋一 会長	赤坂・青山町会連合会 出野 泰正 名誉会長	
	協働推進課長 中村 美生	赤坂・青山町会連合会 竹中 豊治 会長	
	地域振興課長 太田 貴二	地域振興課 区民協働・町会 自治会支援担当係長 西原 浩美	
	産業・地域振興支援部 地域振興課		

出入口

出入口

過去の各地区町会・自治会意見交換会について

平成29年7月

出席者 芝：愛宕一之部連合町会 丸会長
麻布：麻布町会・自治会連合会 清原会長
赤坂：赤坂・青山町会連合会 山本会長、出野副会長
高輪：松ヶ丘会 安藤会長、田島町町会 杉浦会長
芝港：芝浦三・四丁目町会、金原会長、港南町会、大島会長
お台場合同自治会 安田会長

要 旨

東京都町会連合会（都町連）に加入している麻布地区から、可能であれば他地区も参加いただきたい旨の申出がありました。
まずは、都町連の理解促進が大事である。それを踏まえた上で、代表者は誰になるのか経費負担や体制など検討を進めてみてはどうかとのご意見がありました。

令和元年7月

出席者 芝：愛宕一之部連合町会 丸会長
麻布：麻布町会・自治会連合会 清原会長
赤坂：赤坂・青山町会連合会 出野副会長
高輪：松ヶ丘会 安藤会長、田島町町会 杉浦会長
芝港：お台場合同自治会 安田会長、芝浦二丁目町会 関会長

要 旨

麻布地区から都町連の事業や加入状況、港区の表彰枠は1人（麻布町連47団体分）である現状の説明がありました。
それに対して「町会活動を長年務めた方への功労はあった方がよい」「メリットと負担も考えなくてはいけない」とご意見がありました。
また、「連合化するなら、会費は各地区で負担したほうがよい」のとの意見に対して「参加したいが、いろいろ事情を抱えている」地区もあることがわかりました。
事務局としては、「まとまった方がよいとは思いますが、立場上任意団体を設立してほしいとは言えない」と発言しております。

東京都町会連合会規約

資料3

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京都町会連合会（以下「都町連」）という。

(組織)

第2条 本会は、東京都の管轄区域内に存する町会・自治会等の地縁団体を以て組織し、且つ、区市町村を単位とする連合会組織（以下「区市町村連合会」という。）を会員として構成する。

2 前項の区市町村連合会が存しない場合、または同一区市町村内に、地域を単位とする複数の連合会組織が存する場合は、前項の規定に係わらず、総会の承認を得て会員とすることができる。

3 本会に入会又は退会しようとする区市町村連合会は、本会に届け出をし常任理事会において決定する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、会長の所属する区市町村連合会内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の連絡を密にして、区市町村連合会の発展向上に努め、東京都民の生活向上と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 本会及び区市町村連合会の発展、地域社会の生活向上及び地域福祉の増進に必要な活動
- 二 会員相互の情報交換及び連絡調整
- 三 東京都、区市町村、関係行政機関及び関係諸団体との密接な連携
- 四 その他、本会において必要と認める事項

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-----|
| 一 | 会 長 | 1 名 |
| 二 | 副 会 長 | 若干名 |
| 三 | 会 計 | 2 名 |
| 四 | 監 事 | 2 名 |

五 常任理事 各会員より1名

(役員の選出)

第7条 役員の選出は次による。

- 一 会長及び監事は、常任理事のうちから総会において選出する。
- 二 副会長は、常任理事のうちから会長が委嘱する。
- 三 会計は、常任理事のうちから会長が委嘱する。
- 四 常任理事は、原則として各区市町村連合会の会長の職にある者を充てる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、会長の再任については、3期6年を限度とする。

- 2 役員の任期が満了してもなお後任者が決まらないときは、後任者が決まるまでの間、引き続き現任者がその職務を行う。
- 3 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 区市町村連合会の職を辞した者は、本会の職を全て解消する。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し事務を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を年1回以上監査する。

(常任相談役等)

第10条 本会に、常任相談役、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 常任相談役は、退任した会長をもって充て、会長を補佐する。
- 3 常任相談役は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 名誉会長及び顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し意見を述べることができる。

第4章 会議等

(会議)

第11条 会議は、総会、常任理事会及び本部役員会とし会長がこれを召集する。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数を以てこれを決す。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。
- 4 役員以外の者を会議に参加させる場合は、会長の許可を得て参加させることができる。

(総会)

第12条 総会は、会員を以て構成し、最高議決機関として次の事項を審議決定する。

- 一 規約の改廃に関すること

- 二 事業報告及び決算に関すること
- 三 事業計画及び予算に関すること
- 四 規約第7条の人事に関すること
- 五 その他、本会の運営の重要な事項に関すること

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長、副会長、会計、監事及び常任理事を以て構成し、必要に応じ開催し本会の運営その他重要な事項を審議する。

(本部役員会)

第14条 本部役員会は、会長、副会長、会計及び監事を以て構成し、本会全般の運営に係わる事項を審議する。

第5章 会 計

(会計)

第15条 本会の会計は、次に掲げる収入をもって充てる。

- 一 会費
- 二 事業参加負担金
- 三 寄附金その他の収入

(会費)

第16条 本会の会費は、年50,000円とする。但し、常任理事会の承認を得た場合は年20,000円を下限とすることができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第6章 雑 則

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任理事会の議決を経て別に定める。

附 則

本規約は、平成18年3月8日から施行する。(全面改正)

本規約は、平成24年6月21日から施行する。(一部改正)

本規約は、平成28年6月17日から施行する。(一部改正)

東京都町会連合会名簿【会長】

※町会・自治会数は、原則として、各区市連合会に加入している数。

資料 4

No.	区市名	都町連役職	会長名	連合会名称	町会・自治会数
1	千代田	常任理事	井田 洋二	千代田区連合町会長協議会	107
2	中央	常任理事	奥石 智宏	中央区町会連合会	177
3	港	監事	清原 元輔	港区麻布町会・自治会連合会	47
4	新宿	常任相談役	大崎 秀夫	新宿区町会連合会	200
		常任理事	大浦 正夫	新宿区町会連合会	
5	文京	常任理事	諸留 和夫	文京区町会連合会	154
6	台東	常任理事	小幡 拓也	台東区町会連合会	198
7	墨田	常任理事	須藤 正	墨田区町会・自治会連合会	170
8	江東	常任理事	安藤 幸夫	江東区町会連合会	278
9	品川	常任理事	関 召一	品川区町会自治会連合会	201
10	目黒	常任理事	迫川 幸之助	目黒区町会連合会	82
11	大田	常任理事	鈴木 英明	大田区自治会連合会	218
12	世田谷	常任理事	三羽 和彦	世田谷区町会総連合会	195
13	渋谷	会計	小林 三雄	渋谷区町会連合会	105
14	中野	会長	吉成 武男	中野区町会連合会	105
15	杉並	常任理事	鹿野 修二	杉並区町会連合会	151
16	豊島	常任理事	片桐 昌英	豊島区町会連合会	129
17	北	常任理事	大貫 新一	北区町会自治会連合会	173
18	荒川	常任理事	志村 博	荒川区町会連合会	120
19	板橋	常任理事	平塚 幸雄	板橋区町会連合会	191
20	練馬	副会長	加藤 政春	練馬区町会連合会	250
21	足立	常任理事	羽住 奎	足立区町会・自治会連合会	389
22	葛飾	常任理事	秋本 勝利	葛飾区自治町会連合会	239
23	江戸川	常任理事	関口 孟利	江戸川区連合町会連絡協議会	274
24	八王子	副会長	秋間 利久	八王子市町会自治会連合会	347
25	町田	会計	安達 廣美	町田市町内会・自治会連合会	223
26	府中	常任理事	志水 清隆	府中市自治会連合会	207
27	立川	常任理事	萬田 和正	立川市自治会連合会	133
28	昭島	常任理事	中島 岩雄	昭島市自治会連合会	97
29	調布	常任理事	有原 成夫	調布市自治会連合協議会	146
30	狛江	常任理事	佐藤 英一	狛江市町会・自治会連合会	17
31	青梅	常任理事	宮口 泉	青梅市自治会連合会	153

5,476

(令和4年4月現在参考)

令和3年度東京都町会連合会事業報告

1 定例常任理事会・本部役員会

常任理事会

4月、5月(書面会議)、6月、7月、9月(書面会議)、10月
11月、12月、2月(書面会議)、3月

本部役員会

4月、5月(Web会議)、6月、9月(Web会議)、10月、11月、12月、
2月(Web会議)、3月

2 定期総会・表彰式・懇親会

定期総会・表彰式の開催 6月17日 懇親会「中止」

月 日：6月17日(木)

会 場：新宿区角筈区民ホール

3 令和4年度東京都の施策及び予算等に対する要望《令和3年9月16日(木)》

会場：都庁第一本庁舎及び都議会議事堂 出席：正副会長

各会派、東京都担当局 訪問

4 令和3年度全国自治会連合会広島県福山大会

《令和3年11月11日(木)～12日(金)》

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、令和4年度に延期

5 東京都予算に対する知事ヒアリング《令和3年11月24日(水)》

・新型コロナウイルス感染拡大防止の為 副知事による WEB ヒアリング

出席：正副会長

・都知事との懇談会 デジタル活用について 《令和3年12月27日(月)》

出席：正副会長

6 令和3年7月並びに8月の大雨による災害に係る被災者支援のための義援金

義援金 一口 30,000 円の拠出 《令和3年11月25日》

7 新年懇親会

コロナ感染症オミクロン株急速拡大に伴い緊急中止

8 東京都関係会議等への出席

会議名	日付	出席者
東京都安全・安心まちづくり協議会 書面会議	令和3年6月24日(木)	加藤
子供応援協議会 Web 会議	令和3年6月24日(木)	吉成
耐震化推進都民会議 第27回書面会議 第28回書面会議	令和3年7月30日(金) 令和4年2月1日(火)	吉成
東京マラソン財団理事会	令和3年6月17日(木) 令和3年9月17日(金)	清原
第38回駅前放置自動車クリーンキャンペーン推進委員会 書面報告	令和3年9月3日(金)	石倉
犯罪被害者等支援を進める会議	令和3年度中止	吉成
花粉の少ない森づくり運動 第16回書面会議	令和4年1月27日(木)	秋間
第1回再犯防止推進協議会 WEB 会議	令和3年9月14日(火)	吉成
東京都7・コミュニティ交流大会運営実行委員会 第1回書面会議 第2回書面会議 第3回書面会議	令和3年4月26日(火) 令和3年10月26日(水) 令和4年3月22日(火)	吉成

第1回東京都地域活動に関する検討会

令和3年10月6日(水) 常任理事

9 叙勲・表彰

(1) 令和3年秋の叙勲(地方自治功労)

《被表彰者》

江東区町会連合会	松土 英男	会長
中野区町会連合会	吉成 武男	会長
渋谷区町会連合会	小林 三雄	会長

(2) 令和3年度自治会等地縁による団体功労者総務大臣表彰

《被表彰者》

追川 幸之助 東京都町会連合会常任理事（目黒区町会連合会会長）

志水 清隆 東京都町会連合会常任理事（府中市自治会連合会会長）

(3) 令和3年度全国自治会連合会表彰

《被表彰者》

羽住 奎 東京都町会連合会常任理事（足立区町会・自治会連合会会長）

佐藤 英一 東京都町会連合会常任理事（狛江市町会・自治会連合会会長）

全国自治会連合会表彰は、12月1日(水)東京都町会連合会常任理事会にて東京都町会連合会会長が代行として表彰式を行なった

10 東京都町会連合会未加入団体との情報交換会

(1) 多摩地域の町会・自治会連合会情報交換会

日 時：令和3年11月19日(金) 参加 27名

会 場：八王子ホテルニューグランド

11 全国自治会連合会 年間予定会議すべて書面、WEB 会議にて開催

(1) 役員改選期にあたる会長選出 令和3年7月

新任 会長 長谷川 敬二 北海道根室市町会連合会会長

北海道町内会連合会会長

(2) 役員改選期にあたる関東ブロック役員選出

（茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、甲府市） 令和3年7月

再任 副会長 吉成 武男 東京都町会連合会

再任 常任理事 鈴木 とし江 千葉県自治会連合会

12 後援名義使用許可

(1) 東京マラソン2021 東京マラソン財団 再延期

令和4年3月6日(日)開催

(2) 犯罪被害者週間行事 東京都人権部

令和3年11月20日(土) 中野区

令和3年11月27日(土) 小金井市

令和4年5月

令和3年度都町連に加入した場合の必要経費等

	項目(時期)	金額	備考
1	年会費 (7月～8月)	5万円	
2	常任理事会 (1月、8月を 除き、毎月開催)	—	会場：都庁、書面、WEB など
3	定期総会・表彰 式・懇親会 (6月)	懇親会費 (R3 中止) 1人1万円	会場：新宿区角筈区民ホール 各区市5名程度出席
4	新年懇親会 (1月)	懇親会費 1人1万円	会場：京王プラザホテル(新宿区) 各区市5名程度出席
5	全国自治会連合 会 全国大会 (10月～11月)	懇親会費・(1人あたり) 8,000円程度 宿泊料(1人あたり) 7,000円～18,000円程度 視察研修(1人あたり) 6,000円～15,000円程度	会場： R元 宮崎県宮崎市 R2 R3 広島県福山市 (R4に延期) 各区市1～8名程度出席

《補足》

※交通費については、各自負担になります。

※3、4については、出席は任意です。参加されない区市もありますし、連合会の会長様
お一人で参加されている区市もあります。

※5についても、出席は任意です。全国自治会連合会とは、全国33都道府県・市の各連合会
が加入している組織で、全国的な住民自治連合組織の発展向上に努めるとともに、地域
住民の福祉の向上と豊かな地域づくりに寄与することを目的に活動しています。毎年、
10月～11月に「全国大会」を開催していますが、開催地は年度により異なります(例年、
1泊2日の日程)。日帰りで参加や、そもそも参加されない区市もあります。

※23区すべて、都町連に加入していますが、4区(千代田、中央、葛飾、江戸川)は会合
等の出席がありません。

但し、港区のみ、区代表としてではなく麻布町会・自治会連合会としての加入です。

※23区以外の市は、8自治体加入しています。八王子市、町田市以外は、会費は2万円と
しています。平成28年度に、加入したいが財政負担が大きいとの相談があり特例措置を
取っています。

港区の連合化について

1 都町連に参加するメリット

- 都町連に加入している自治体との継続した交流、情報交換、他区市の先進的取組情報が収集できる。
- 東京都が行っている町会自治会支援事業について、都の担当から直接説明、質問をすることができる。
 - ・地域の底力発展事業助成
 - ・地域活性化支援事業
 - ・東京防災学習セミナーなど
- 都の施策及び予算に対する要望活動ができる。
(ただし、都全体または、複数区市にまたがる広域的な内容に限る)
- 総務大臣表彰、春・秋の叙勲の都町連からの推薦枠があります。(全自連に推薦します)
- 区町連の役員等が都町連表彰や全自連表彰の対象にもなります。

2 区町連設立のメリットとして

- 区町連として区に要望を出すことができる。
- 地域の底力発展助成事業(単一町会 20 万円、地区連 100 万円、区町連 200 万円)
- 単体の町会が働きかけるより、港区全体の町会として、様々な活動主体と協定や連携事業が展開できる。
例) 町会・自治会の加入促進に関する協定
不動産協会や宅建協会と区町連が協定を結ぶことで加入促進につなぐ

3 区町連を設立した場合に考えられるデメリット

- 都町連常任理事会に出席する等の町会・自治会長の負担(年 10 回程度)
- 年に 1 回程度、区町連の総会または理事会等で参集する。

4 区町連を設立しない場合に考えられるデメリット

- 今後、麻布町会・自治会連合会長の代が変わった時に、都町連が空席になる、若しくは、麻布連合会が会合の出席と会費の負担が継続することになる。

自動通話録音機

無料貸与しています



『この電話は、振り込め詐欺等の
犯罪被害防止のため、会話内容が
自動録音されます』

これから呼び出しますので
このままお待ちください』
(録音開始)



- 区から機器の貸与及び返却の委任を受けていますので費用はかかりません
- 下記連絡先にご連絡をいただければ、警察官が取り付けにうかがいます

※ 65歳以上の方が居住する世帯が対象です
在庫状況によりお待ちいただくことがあります
よこ 12×たて 10×あつさ 3センチメートル大

警視庁東京湾岸警察署 防犯係

03-3570-0110 (内線2612)

詐欺電話急増中！

電話機は留守番設定に！

電話に出ると騙されます
必要な電話だけ折り返す



もしもし 今大丈夫？
いきなり電話してごめん
じつは、携帯落としちゃって

うそ！

××区の保健課です
医療費の還付金があります
ATMで手続きができます

うそ！

東京湾岸警察です
犯人を捕まえた、**あなた**
の名前と連絡先が書かれ
たメモを持っていました

うそ！



『警察』や『区役所』

だからといってすぐに信用しないで！
一旦電話をきって、かけ直して確認を



不審な電話があったら
110番または東京湾岸警察署へ
03-3570-0110